本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0006_改 0
提出年月日	2020年9月16日

基本設計方針に関する説明資料

【第21条 耐圧試験等】

【第58条 耐圧試験等】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年9月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

[《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			 5.4 耐圧試験等 (1) クラス1機器,クラス2機器,クラス3機器,クラス4管及び原子炉格納容器は、施設時に、次に定めるところによる圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する。ただし、気圧により試験を行う場合であって、当該圧力に耐えることが確認された場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の0.9 倍)までに減じて著しい漏えいがないことを確認する。 	www.j
			なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設 備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。 【21 条 1】 a. 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器 の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な 変形が弾性域の範囲内となる圧力とする。 ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管 であって原子炉圧力容器と一体で耐圧試験を行う場合 の圧力は、燃料体の装荷までの間に試験を行った後に おいては、通常運転時の圧力を超える圧力とする。 【21 条 2】	
			b. 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とする。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。 【21条3】	
			(2) 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3 機器に属する機器は、施設時に、当該機器の使用時に おける圧力で耐圧試験を行ったとき、これに耐え、か つ、著しい漏えいがないことを確認する。 なお、耐圧試験は、日本機械学会「発電用原子力設 備規格 設計・建設規格」等に従って実施する。	
2			▲	T能性があるため公開できません。-1-

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

 ${\mathfrak O}$

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	(原丁炉市却未就施設(共進 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ただし、使用時における圧力で耐圧試験を行うこと が困難な場合は、運転性能試験結果を用いた評価等に より確認する。 【58 条 1】	
		重大事故等クラス3機器であって、「消防法」に基づ く技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上 記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥 がないことの確認とすることもできるものとする。 【58条2】	表現の相違
		 (3) 使用中のクラス1機器、クラス2機器、クラス3 機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で、 使用中の重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器に属する機器は、当該機器の使用時における 圧力で漏えい試験を行ったとき、著しい漏えいがない ことを確認する。 【21条4】【58条3】 	
		なお,漏えい試験は,日本機械学会「発電用原子力 設備規格 維持規格 (JSME S NA1)」等に従 って実施する。 【21条5】【58条4】	
		ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等ク ラス3機器に属する機器は使用時における圧力で試験 を行うことが困難な場合は、運転性能試験結果を用い た評価等により確認する。 【58条5】	
		重大事故等クラス3機器であって、「消防法」に基づ く技術上の規格等を満たす一般産業品の完成品は、上 記によらず、運転性能試験や目視等による有害な欠陥 がないことの確認とすることもできるものとする。 【58条6】	表現の相違
		(4) 原子炉格納容器は,最高使用圧力の0.9倍に等し い気圧で気密試験を行ったとき,著しい漏えいがない ことを確認する。	表現の相違
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 2 -

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) :前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

 \mathbf{A}

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/11版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	术何中分一元电//	なお,漏えい率試験は,日本電気協会「原子炉格納 容器の漏えい率試験規程(JEAC4203)」等に従 って行う。 ただし,原子炉格納容器隔離弁の単一故障の考慮に ついては,判定基準に適切な余裕係数を見込むか,内 側隔離弁を開とし外側隔離弁を閉として試験を実施す	U⊞ 4 2
		る。 【21 条 6】	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第 21 条 耐圧試験等】

変形が弾性域の範囲内とな 変形が弾性域の範囲内とな 変形が弾性域の範囲内とな

る圧力とする。 ただし, クラ

る圧力とする。ただし、クラ

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	ž 🛛
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1) 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後	٤) との対比 :前回提出時から	の変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(耐圧試験等)						
第二十一条 クラス1機器、 クラス2機器、クラス3機 器、クラス4管及び原子炉 格納容器は、次に定めると ころによる圧力で耐圧試験 を行ったとき、これに耐え、 かつ、著しい漏えいがない ものでなければならない。 ただし、気圧により試験を	ス4管及び原子炉格納容器 は、施設時に、次に定めると ころによる圧力で耐圧試験 を行ったとき、これに耐え、 かつ、著しい漏えいがない ことを確認する。ただし、気	(1) クラス1機器,クラス 2機器,クラス3機器,クラス 4 管及び原子炉格納容器 は、施設時に、次に定めると ころによる圧力で耐圧試験 を行ったとき、これに耐え、 かつ、著しい漏えいがない ことを確認する。ただし、気 圧により試験を行う場合で	_		基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.4 耐圧試験等 (以下同様の施設区分)
行う場合であって、当該圧 力に耐えることが確認され た場合は、当該圧力を最高 使用圧力(原子炉格納容器 にあっては、最高使用圧力 の○・九倍)までに減じて著 しい漏えいがないことを確 認することができる。 ①	ことが確認された場合は, 当該圧力を最高使用圧力 (原子炉格納容器にあって は,最高使用圧力の0.9倍) までに減じて著しい漏えい	あって、当該圧力に耐える ことが確認された場合は、 当該圧力を最高使用圧力 (原子炉格納容器にあって は、最高使用圧力の0.9倍) までに減じて著しい漏えい がないことを確認する。①				
【解釈】 1 第1 項の規定に適合す る耐圧試験は、「設計・建設 規格 2005(2007)」の第11 章又は「設計・建設規格 2012」の第11章によるこ と。(「設計・建設規格 2007 技術評価書」及び「設計・建 設規格 2012 技術評価書」)①	規格 設計・建設規格」等に 従って実施する。 【21 条 1】	なお,耐圧試験は,日本機 械学会「発電用原子力設備 規格 設計・建設規格」等に 従って実施する。 ① 【21条1】			基準要求への適合性を明確 化	
一内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全体的な	る耐圧試験の圧力は,機器 の最高使用圧力を超え,か	a. 内圧を受ける機器に係 る耐圧試験の圧力は,機器 の最高使用圧力を超え,か つ,機器に生ずる全体的な			基準要求への適合性を明確 化	

С

る圧力とすること。ただし、

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第21条 耐圧試験等】

ス1機器、クラス2管又は ス1機器、クラス2管又は クラス3管であって原子炉 クラス3管であって原子炉

設工認申請書

基本設計方針(前)

技術基準規則·解釈

クラス1機器、クラス2管

又はクラス3管であって原 子炉圧力容器と一体で耐圧

試験を行う場合の圧力は、

燃料体の装荷までの間に試

験を行った後においては、

通常運転時の圧力を超える

圧力とすることができる。

(1)

【解釈】

2 第2項の「漏えい試験」

は、日本機械学会「発電用原

子力設備規格 維持規格

(2008 年版)」(JSME S NA1-

2008) 又は日本機械学会 「発

赤色:	様式	-6 に	関する	記載(付番及(び下線)		
青色:	設置	変更評	F可本プ	て及び液	於付書類	頂八から	の引	用以外の記載
茶色:	設置	変更計	年可と書	基本設計	+方針	(後)と	の対	比
緑色:	技術	基準規	見則とま	基本設計	十方針	(後) と	の対	比
紫色:	基本	設計プ	ラ針(前	句) とま	基本設計	十方針	(後)	との対比

設置許可申請書

添付書類八

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> 様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基進要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1) 箇所

備考

ž	氺悯	"辞」	/ ^	F (設正	长世	
	前回	提出	出時	から	の変	更色	-

設置許可,技術基準規則

及び基本設計方針との対比

様式	—	7

н		• • • •	
l			
	二 内部が大気圧未満にな	 b. 内部が大気圧未満にな 	b. 内部が大気圧未満にな
	ることにより、大気圧によ	, , ,	, , ,
	る外圧を受ける機器の耐圧	る外圧を受ける機器の耐圧	る外圧を受ける機器の耐圧
	試験の圧力は、大気圧と内	試験の圧力は、大気圧と内	試験の圧力は、大気圧と内
	圧との最大の差を上回る圧	圧との最大の差を上回る圧	圧との最大の差を上回る圧
	力とすること。この場合に	力とする。この場合におい	力とする。この場合におい
	おいて、耐圧試験の圧力は	て、耐圧試験の圧力は機器	て,耐圧試験の圧力は機器
	機器の内面から加えること	の内面から加えることがで	の内面から加えることがで
	ができる。①	きる。	きる。
		【21 条 3】	① 【21 条 3】
	2 クラス1機器、クラス2	(3) 使用中のクラス 1 機	(3) 使用中のクラス 1 機
	2 クラス1機器、クラス2 機器、クラス3機器及びク	(3) 使用中のクラス 1 機 器, クラス 2 機器, クラス 3	
	機器、クラス3機器及びク	器, クラス2機器, クラス3	器, クラス2機器, クラス3
	機器、クラス3機器及びク ラス4管は、通常運転時に	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え
	機器、クラス3機器及びク ラス4管は、通常運転時に おける圧力で漏えい試験を	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え
	機器、クラス3機器及びク ラス4管は、通常運転時に おける圧力で漏えい試験を 行ったとき、著しい漏えい	器,クラス2機器,クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え い試験を行ったとき,著し	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え い試験を行ったとき,著し
	機器、クラス3機器及びク ラス4管は、通常運転時に おける圧力で漏えい試験を 行ったとき、著しい漏えい がないものでなければなら	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え い試験を行ったとき,著し い漏えいがないことを確認	器, クラス2機器, クラス3 機器及びクラス4管は,通常 運転時における圧力で漏え い試験を行ったとき,著し い漏えいがないことを確認

設工認申請書

基本設計方針(後)

要求事項との対比表 設置許可申請書

本文

体の装荷までの間に試験を 体の装 行った後においては,通常 行った	場合の圧力は, 燃料 荷までの間に試験を 後においては, 通常 の圧力を超える圧力 。		
て,耐圧試験の圧力は機器 て,耐	により,大気圧によ を受ける機器の耐圧 の圧力は,大気圧と内 し最大の差を上回る圧 る。この場合におい 圧試験の圧力は機器 から加えることがで	基準要求への適合性を明確化	
い試験を行ったとき,著し い試験	ラス2機器, クラス3 びクラス4管は,通常 における圧力で漏え を行ったとき, 著し いがないことを確認	基準要求への適合性を明確化	
機械学会「発電用原子力設 機械学 備規格 維持規格 (JSME 備規格	 ,漏えい試験は、日本 :会「発電用原子力設 ・維持規格(JSME A1)」等に従って実 。 	基準要求への適合性を明確化	

0

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第21条 耐圧試験等】

て行う。

赤色: ‡	羕式−6 に	関する記載	(付番及)	び下線)	
青色:	設置変更	許可本文及	び添付書類	頁八からの引	用以外の記載
茶色:	设置変更	許可と基本	設計方針	(後) との対	比
緑色: 打	技術基準	規則と基本	設計方針	(後) との対	比
紫色:	基本設計:	方針(前)	と基本設計	+方針(後)	との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開麦(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定規拠に関する説明書 別語-1) :前回提出時からの変更箇所

			女 小手 夜亡 97 月 12 衣		四田之子 比尔甘源坦同	
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
電用原子力設備規格 維持	【21 条 5】	② 【21条5】				
規格 (2012 年版)」 (2013 年						
追補及び 2014 年追補を含						
ま。)(JSME S NA1-						
2012/2013/2014) に亀裂解						
釈の「別紙6 日本機械学会						
「維持規格」等の適用に当						
たって」の要件を付したも						
のによること。(「日本機械						
学会「発電用原子力設備規						
格 維持規格 (2008 年版)」						
(JSME S NA1-2008) に関す						
る技術評価書」(平成21年						
2月原子力安全・保安院、原						
子力安全基盤機構取りまと						
め)又は「日本機械学会「発						
電用原子力設備規格 維持						
規格(2012 年版/2013 年追補						
/2014 年追補)」(JSME S NA1-						
2012/2013/2014)及び関連						
規格に関する技術評価書						
(案)」(令和元年6月5						
日 原規技発第 1906051 号						
原子力規制委員会決定)))						
2						
3 原子炉格納容器は、最高	(4) 原子炉格納容器は,最	(4) 原子炉格納容器は,最			基準要求への適合性を明確	
使用圧力の〇・九倍に等し	高使用圧力の 0.9 倍に等し	高使用圧力の 0.9 倍に等し			化	
い気圧で気密試験を行った	い気圧で気密試験を行った	い気圧で気密試験を行った				
とき、著しい漏えいがない	とき、著しい漏えいがない	とき、著しい漏えいがない				
ものでなければならない。	ことを確認する。	ことを確認する。				
3	なお, 漏えい率試験は, 日	なお, 漏えい率試験は, 日				
	本電気協会「原子炉格納容	本電気協会「原子炉格納容				
【解釈】	器の漏えい率試験規程(J	器の漏えい率試験規程(J				
3 第3項に規定する「気密	EAC4203)」等に従っ	EAC4203)」等に従っ				

 $\overline{}$

試験を行ったとき、著しい て行う。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第 21 条 耐圧試験等】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	-
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式−1 への展開麦(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定規拠に関する説明書 別語-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

	机子和由转表	机子和由转表	初田水ゴ山注書	初史李可由转来		
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
漏えいがない」とは、日本電	ただし,原子炉格納容器	ただし、原子炉格納容器				
気協会「原子炉格納容器の	隔離弁の単一故障の考慮に	隔離弁の単一故障の考慮に				
漏えい率試験規程 (JEAC420	ついては, 判定基準に適切	ついては, 判定基準に適切				
3-2008)」(以下「「漏えい率	な余裕係数を見込むか、内	な余裕係数を見込むか、内				
試験規程 (JEAC 4203-200	側隔離弁を開とし外側隔離	側隔離弁を開とし外側隔離				
8)」」という。)の規定に「日	弁を閉として試験を実施す	弁を閉として試験を実施す				
本電気協会「原子炉格納容	る。	る。				
器の漏えい率試験規程(JEA	【21 条 6】	③ 【21条6】				
C 4203)」の適用に当たって	1					
(別記-8)」の要件を付し	1					
たものによること。③	1					
(「日本電気協会「原子炉	1					
格納容器の漏えい率試験規	1					
程」(JEAC4203-2008) に関す	1					
る技術評価書(平成21年						
2月原子力安全・保安院、原	1					
子力安全基盤機構取りまと	1					
め)) ③	1					
	1					
		•				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第21条 耐圧試験等】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	第21条(耐圧試験等)							
1.	技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	耐圧試験	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	$1 \longrightarrow 1 \rightrightarrows$	1	_			
2	漏えい試験	同上	2	2	—			
3	原子炉圧力容器の漏えい 率試験	同上	3	3	—			
2.	設置許可本文のうち,基2	は設計方針に記載しないことの考え方	ī					
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
3.	設置許可添八のうち,基2	は設計方針に記載しないことの考え方	ī					
No.	項目							
	なし							
4.	詳細な検討が必要な事項							
No.	書類名							
а	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第58条 耐圧試験等】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	-
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開麦(補足説明資料) ・技術基準要水機器リスト(設定紙機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
(耐圧試験等)							
		該当箇所なし	該当箇所なし				
第五十八条 重大事故等クラス	(2) 重大事故等クラス2機器及			重大事故等クラス1機器は本工	原子炉冷却系統施設(共通)		
1機器、重大事故等クラス2機器	び重大事故等クラス 3 機器に属			事計画の対象外(以下同じ。)	5.4 耐圧試験等		
及び重大事故等クラス3機器に	する機器は,施設時に,当該機器			基準要求への適合性を明確化	(以下同様の施設区分)		
属する機器は、当該機器の使用時	の使用時における圧力で耐圧試			(以下同じ。)			
における圧力で耐圧試験を行っ	験を行ったとき,これに耐え,か						
たとき、これに耐え、かつ、著し	つ, 著しい漏えいがないことを確						
い漏えいがないものでなければ	認する。						
ならない。ただし、他の方法によ	なお, 耐圧試験は, 日本機械学						
り当該圧力に耐え、かつ、圧力を	会「発電用原子力設備規格 設計・						
加えた場合に著しい漏えいがな	建設規格」等に従って実施する。						
いことを確認できる場合は、この	ただし, 使用時における圧力で						
限りでない。13	耐圧試験を行うことが困難な場						
【解釈】	合は,運転性能試験結果を用いた						
1 第58条の適用にあたって	評価等により確認する。						
は、第21条の解釈に準ずるもの	① 【58条1】						
とする。ただし、重大事故等クラ							
ス3機器に係る耐圧試験にあっ	重大事故等クラス 3 機器であ						
ては、完成品として一般産業品の	って、「消防法」に基づく技術上						
規格及び基準へ適合している場	の規格等を満たす一般産業品の						
合(消防法に基づく技術上の規格	完成品は, 上記によらず, 運転性						
を満たす消防車等)には、第1項	能試験や目視等による有害な欠						
の規定を満たすものと解釈する。	陥がないことの確認とすること						
123	もできるものとする。						
【第21条の解釈】	① 【58条2】						
1 第1項の規定に適合する耐							
圧試験は、「設計・建設規格							
2005(2007)」の第11章又は「設							
計・建設規格 2012」の第11章に							
よること。(「設計・建設規格 2007							
技術評価書」及び「設計・建設規							
格 2012 技術評価書」) ①							
2 第2項の「漏えい試験」は、							
日本機械学会「発電用原子力設備							
規格 維持規格 (2008 年版)」 (JS							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第58条 耐圧試験等】

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開麦(補足説明資料) ・技術基準要水機器リスト(設定紙機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

			この対比表	and the second sec	1
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ME S NA1-2008) 又は日本機械学					
会「発電用原子力設備規格維持規		l I			
格 (2012 年版)」 (2013 年追補及		l I			
び2014 年追補を含む。)(JSME S		l I			
NA1-2012/2013/2014)に亀裂解		l I			
釈の「別紙6日本機械学会「維持		l I			
規格」等の適用に当たって」の要		l I			
伴を付したものによること。(「日		l l			
本機械学会「発電用原子力設備規		l I			
格 維持規格 (2008 年版)」 (JSME		l I			
S NA1-2008)に関する技術評価		l I			
書」(平成21年2月原子力安全・		l I			
保安院、原子力安全基盤機構取り		l I			
まとめ) 又は「日本機械学会「発		l I			
電用原子力設備規格維持規格(2		l I			
012 年版/2013 年追補/2014 年追		l I			
補)」 (JSME S NA1-2012/2013/20		l I			
14) 及び関連規格に関する技術評		l I			
価書(案)」(令和元年6月5日原		l I			
規技発第 1906051 号原子力規制		l l			
委員会決定)) 2		l I			
	(3) 使用中の重大事故等クラス	l I			
2 重大事故等クラス1機器、重	2機器及び重大事故等クラス3機	l I			
大事故等クラス2機器及び重大	器に属する機器は,当該機器の使	l I			
事故等クラス3機器に属する機	用時における圧力で漏えい試験	l l			
器は、当該機器の使用時における	を行ったとき, 著しい漏えいがな	l I			
圧力で漏えい試験を行ったとき、	いことを確認する。	l l			
著しい漏えいがないものでなけ	② 【58条3】	l I			
ればならない。ただし、他の方法		l I			
により当該圧力を加えた場合に	なお,漏えい試験は,日本機械	l I			
著しい漏えいがないことを確認	学会「発電用原子力設備規格 維	l l			
できる場合は、この限りでない。	持規格(JSME S NA1)」	,			
23	等に従って実施する。	1			
【解釈】	② 【58条4】	,			
2 第1項及び第2項に規定す		1			
る「他の方法」とは、機器の使用		,			
時における圧力で試験を行うこ	ただし, 重大事故等クラス2機				

要求事項との対比表

第 58 条-2

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7 【第58条 耐圧試験等】

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
線巴: 12個基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>
 ・検索ー1、の展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定扱拠に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所
 様式-7

要求事項と	この対比表
設置許可申請書	設置許可申請書
木文	添付書類八

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
とが困難と認められる場合に、評	器及び重大事故等クラス 3 機器				
価等の方法を用いて実施する場	に属する機器は使用時における				
合をいう。123	圧力で試験を行うことが困難な				
	場合は,運転性能試験結果を用い				
	た評価等により確認する。				
	② 【58条5】				
	重大事故等クラス3機器であ って、「消防法」に基づく技術上 の規格等を満たす一般産業品の 完成品は、上記によらず、運転性 能試験や目視等による有害な欠 陥がないことの確認とすること もできるものとする。 ② 【58条6】				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第58条 耐圧試験等】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条了	文の設	計の考	言え方

第	第 58 条 (耐圧試験等)							
1.	1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類			
1	耐圧試験	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1 2	_			
2	漏えい試験	同上	2	1 2	_			
3	重大事故等クラス 1 機器 に対する要求	特定重大事故等対処施設に属する ものは,今回の変更申請対象外であ るため記載しない。	1 2	1 2	_			
2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
3.	. 設置許可添八のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	考え方			添付書類			
	なし							
4.	詳細な検討が必要な事項							
No.	. 書類名							
а	a 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							